

告示

埼玉県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽尾表前土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小久保 二三男	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百三十二番地
監事	内田 正男	同 同 同 羽尾千四百六十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小久保 恒雄	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百三十二番地
監事	内田 嘉孝	同 同 同 羽尾千四百六十三番地